大阪北摂霊園の財産貸付契約の不備　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：一般財団法人大阪府タウン管理財団

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　事業の概要一般財団法人大阪府タウン管理財団（以下「タウン財団」という。）は、一般財団法人Ａ（以下「Ａ財団」という。）と使用貸借契約を締結し、次のとおり大阪北摂霊園（以下「霊園」という。）内の施設を継続して貸し付けている。Ａ財団に貸し付けている施設のうち、管理事務所内にある事務室、倉庫及び墓石展示用のスペースを除いた部分は、Ｂ株式会社が利用し、売店の営業や自動販売機の運営、供花販売の事業を行っている。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 用途及び面積又は数量 | 契約の相手方 | 実際の使用者 |
| 管理事務所 | 事務室、倉庫及び墓石の展示 　32.32㎡ | Ａ財団 | Ａ財団 |
| 自動販売機　　 　　　　　 　５台 | Ｂ株式会社 |
| 中央休憩所 | 売店・休憩室・倉庫　　　　　 67.80㎡ |
| 自動販売機　　 　 ５台 |
| その他の休憩所 | 自動販売機　　 　 ３台 |
| 供花売場　　　　　　　　　　 ２か所 |
| その他駐車場等 | 供花売場　　　　　　　　　　 6.00㎡ |

２　貸付先等の変更　　平成15年４月までは、Ａ財団、Ｂ株式会社それぞれに対し、次のような用途のために霊園内施設を有償で貸し付けていたが、墓地使用者の利便性の向上を図ることができるとして、平成15年４月からＡ財団に一括して無償で貸し付ける方法に変更している。　　＜平成15年３月以前の各契約概要＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約の相手方 | 用途 | 賃貸料 |
| Ａ財団 | 墓石相談室 | 29,700円/月 |
| Ｂ株式会社 | 供花、地元特産物の販売所及び特別清掃管理受付所 | 10,800円/月 |

３　貸付料の減免タウン財団は、Ａ財団に貸し付けている施設の貸付料について、大阪府地域整備事業の用に供する府有財産の貸付基準及び事務取扱要領（以下「府事務取扱要領」という。）第11条第４号の規定を準用し免除している（光熱水費相当額は徴収）。【大阪北摂霊園内施設使用貸借契約書】（使用権の譲渡、転貸等の禁止)第10条　乙（Ａ財団）は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、甲（タウン財団）が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。(1)　略(2)　略(3)　施設の全部または一部を転貸すること。【財団法人大阪府千里センターの土地貸付方針】（貸付料等）第６条　貸付料及び貸付料の徴収、還付、減免等については、「大阪府地域整備事業の用に供する府有財産の貸付基準及び事務取扱要領」を準用する。ただし、相当の理由によりやむを得ないと認めるときはこの限りでない。【一般財団法人大阪府タウン管理財団 所有財産の貸付基準及び事務取扱要領】（使用上の制限）第17条　借受人には、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。ただし、あらかじめ書面により財団の承認を受けたときは、この限りでない。(1)　貸付物件を転貸し、又は貸借権を譲渡しないこと。（中略）附　則（中略）（経過措置）３ この要領施行前に、貸付けを行っている所有財産に係る貸付料については、なお従前の例による。【大阪府地域整備事業の用に供する府有財産の貸付基準及び事務取扱要領】（貸付料の減免）第11条　貸付料は次の各号の一に該当する場合は、これを減額し、又はこれを免除することができる。(1)　地方公共団体の事務又は事業の用に貸付けるとき。(2)　府の事務又は事業の用に貸付けるとき。(3)　府が経営する事業の推進のため貸付けるとき。(4)　府が経営する事業と密接な関連を有する公共団体及び府の行政事務に係る外郭団体の本来の事務又は事業の用に貸付けるとき。(5)　前号に掲げる場合のほか、知事が公益上特に必要があると認めるとき。（以下略） | １　府事務取扱要領第11条第４号の規定を準用し、Ａ財団に貸し付けている施設に係る貸付料を減免することについて、合理的な理由が示されていない。２　Ａ財団が使用貸借している霊園内施設の一部については、一般財団法人大阪府タウン管理財団所有財産の貸付基準及び事務取扱要領並びにＡ財団との使用貸借契約に定められた手続を経ることなく、営利団体であるＢ株式会社が使用し売店等を運営している。 | １　Ａ財団が使用している施設に係る貸付料の減免が、府事務取扱要領第11条第４号に該当するか検証されたい。また該当するとして減免する場合には、決裁文書に具体的な理由を添付されたい。２　Ａ財団が使用貸借している施設のうち、Ｂ株式会社が使用している部分に関しては、府事務取扱要領第11条第４号に該当しない。Ａ財団との使用貸借契約からの分離や貸付料の徴収について検討されたい。 |
| 措置の内容 |
| 府事務取扱要領の減免規定に該当するか検証するに当たり、Ａ財団への貸付行為・範囲の必要性の精査や減免理由の妥当性の検討作業を行った。その検討内容を踏まえて、従来の使用貸借契約を平成28年３月末で終了させ、平成28年４月から相談業務等の委託業務を履行するに必要な事務スペースとして使用する部分と、供花販売や売店業務等の目的で使用する部分とを分離し、暫定的な貸付期間（経過措置）を設け、Ａ財団とは貸付料を免除した使用貸借契約、Ｂ株式会社とは貸付料を徴収する賃貸借契約を締結し、当該施設の貸付の在り方について更に検討を行った。その結果、当該施設の貸付けに関しては、入札による貸付先の選定を行うこととし、自動販売機については、平成28年８月19日に入札を実施し、10月１日から落札した事業者が自動販売機の設置を行った。供花販売や売店業務等については、売店業務の大幅な縮小、整理の上、供花販売等として平成28年８月26日に入札を実施し、落札者と契約を締結。10月１日から落札した事業者が供花販売を行っている。また、Ａ財団への相談業務等の委託業務については、10月１日から当財団が直接実施することとした。以上により、暫定的にＡ財団への使用貸借契約及びＢ株式会社へ賃貸借契約により貸付けを行っていた施設貸付契約については、平成28年９月30日をもって全て終了した。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年12月９日、事務局：平成27年10月26日及び同月28日）